

清須市あいスタ認証（3つ星）取得奨励金支給事業実施要綱

清須市あいスタ認証（3つ星）取得奨励金支給事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、市内の飲食店におけるあいスタ認証（3つ星）の取得を促進するため支給するあいスタ認証（3つ星）取得奨励金（以下「奨励金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) あいスタ認証（3つ星） 県要綱第5条第2項の規定による認証のうち、プラス項目（非接触、換気及び従業員に関する項目をいう。）を満たすものをいう。
- (2) 新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものをいう。
- (3) 県要綱 ニューあいスタ標準認証制度実施要綱をいう。
- (4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (5) あいスタ認証（3つ星）店舗 次のいずれにも該当する店舗をいう。
 - ア 市内に所在していること。
 - イ 当該店舗を設けている事業者が、令和3年12月28日までに当該店舗についてあいスタ認証（3つ星）を取得していること。

（対象事業者）

第3条 奨励金の支給の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、中小企業者又は個人事業者であって、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当するものとする。

- (1) あいスタ認証（3つ星）店舗を設けていること。
- (2) 市税（令和2年度以前に納期限が到来したものに限る。）を滞納していないこと。

(3) 国、他の地方公共団体等が実施する同種の奨励金等の支給を受けていないこと。

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、10万円とする。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、30万円とする。

(1) 次のいずれにも該当する者を3人以上雇用している場合

ア 申請日において、雇用期間が4月以上であること。

イ あいスタ認証（3つ星）店舗において週1回以上に相当する勤務を行っていること。

ウ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者でないこと。

(2) 次のいずれにも該当する物件を賃借している場合

ア あいスタ認証（3つ星）店舗であること。

イ 1月当たりの賃借料が5万円以上であること。

ウ 申請日の属する月の末日において、賃貸期間が4月以上であること。

2 奨励金の支給は、あいスタ認証（3つ星）店舗1店舗につき1回限りとする。

(申請期間)

第5条 申請期間は、令和3年11月1日から令和4年1月31日までとする。

(申請)

第6条 奨励金の支給を受けようとする対象事業者（以下「申請事業者」という。）

は、あいスタ認証（3つ星）取得奨励金支給申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) あいスタ認証（3つ星）を取得したことを証する書類の写し

(2) 誓約書兼同意書（第2号様式）

(3) 本人確認書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(支給決定等)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において奨励金の支給の決定を行い、あいスタ認証（3つ星）取得奨励金支給決定通知書（第3号様式）により申請事業者に通知す

るものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を行った後、速やかに奨励金を支給するものとする。

(奨励金の支給決定の取消し等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による支給の決定を受けた申請事業者（以下「支給決定事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の支給の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支給した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 提出した書類に虚偽の事項を記載し、又は奨励金の支給に関し不正の行為があったとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。
- (3) 県要綱第16条第1項の規定によるあいスタ認証（3つ星）の取消しがあったとき。
- (4) その他市長が奨励金の支給を不相当と認めるとき。

(報告の徴取等)

第9条 市長は、支給決定事業者について、必要な報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、支給決定事業者はこれに協力しなければならない。

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。